

青森大学入学者選抜管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第56条第2項の規定に基づき、青森大学入学者選抜管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、アドミッション・ポリシーに基づき次の事項を審議する。

- (1) 入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特定地域内学部選抜、社会人特別選抜、留学生選抜及び編入学選抜）の基本方針に関すること。
- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 入学許可者の選考基準及び合格予定者の決定、入試総括書の作成等の確認・調整などの入学者選抜管理に関すること。
- (4) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (5) 学生募集の戦略等に関すること
- (6) 退学・除籍・転学をした者（以下「離学者」という。）の防止対策等に関すること。
- (7) その他、収容定員の管理における重要事項及び質保証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学監
 - (4) 各学部長
 - (5) 各学科長
 - (6) 別地キャンパス長
 - (7) 第7条に規定する学部の入学試験実施委員会委員のうちから1名
 - (8) 経営戦略局長
 - (9) 各キャンパス事務局長
 - (10) 入試課長
 - (11) その他アドミッション・オフィサーに指名された者
 - (12) その他学長が認めた者
- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会の中に部会等を置くことができる。

(委員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第7号の委員は、学長が任命する。

2 前項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副学長のうちから学長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の成立及び議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。この場合において、第3条第1項第3号及び第6号に規定する委員のうち、少なくとも各学部において、それぞれ1名以上の出席を必要とする。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長がやむを得ないと事情と判断した場合は、代理委員の出席を認める。

(学部の入学試験実施委員会)

第7条 各学部に入学者の入学試験に関する委員会を置く。

2 前項の委員会に委員長を置き、各学部の長をもって充てる。

3 第1項に規定する委員会に関し必要な事項は、各学部が審議し学長が定める。

(入学者選抜選考部会)

第8条 委員会の中に、入学者の選抜選考を行うため、入学者選抜選考部会（以下「選考部会」という。）を置く。

2 選考部会に選考部会長を置き、学長をもって充てる。

3 その他必要な事項は、別途定めることができる。

(学生募集戦略部会)

第9条 委員会の中に、多角的な視点からの学生募集を行うために、学生募集戦略部会（以下「学生募集部会」という。）を置く。

2 学生募集部会に学生募集部会長を置き、学長をもって充てる。

3 その他必要な事項は、別途定めることができる。

(離学者防止対策部会)

第10条 委員会の中に、離学者の防止対策を行うため、離学者防止対策部会（以下「離学者対策部会」という。）を置く。

- 2 離学者対策部会に離学者対策部会長を置き、学長をもって充てる。
- 3 その他必要な事項は、別途定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第12条 委員会、部会の庶務は、経営戦略局入試課が処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 青森大学入学試験実施規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月28日から改正し、施行する。
- 2 学生募集タスクフォースの設置及び運営について（学長裁定）は廃止する。